

東京都議会議員選挙 投票日6月23日(日) 午前7時～午後8時

東京都議会議員選挙は、私たちの身近な代表を選ぶ大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

期日前投票

投票日当日に仕事・旅行・病気・住所移動などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をすることができます(別表)。

投票にお出かけの際は、入場整理券をお持ちください。入場整理券の裏面に期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書を印刷しています。期日

前投票をする方は、入場整理券が届きましたら必要事項を記入の上、別表の期日前投票所へお持ちください。住所移動の事由に該当する方は、入場整理券のほかに新住所の「引き続き住所を有する証明書」(住民票の写し(選挙用)など)(無料)をお持ちください。

不在者投票

病院、老人ホームなどでの不在者投票
東京都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなど

6月は環境月間です

希望と「ミ」は捨てないで。もし落ちていたら、拾っちゃえ。

6月5日(水)は「世界環境デー」です。これは1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。日本では、この日を「環境の日」、6月の1カ月間を「環境月間」とし、環境についての関心と理解を深めるとともに、環境活動への意欲を高めるため、さまざまな催しが行われます。

区では、平成20年3月に望ましい環境像「水辺や豊かな緑と共生し、みんなで環境をよくするまち 中央区」を掲げた「中央区環境行動計画」を策定しました。

特に地球温暖化防止については、計画の重点プロジェクトに位置付け、日々の生活や

事業活動から出るCO₂排出量を削減する取り組み「中央エコアクト」の普及や、自然エネルギー機器および省エネルギー機器などの導入費助成を実施し、区内の住宅や事業所の省エネルギー化を推進しています。また、区の施設の緑化や芝生化なども積極的に進めています。

環境月間を機会に、もう一度、私たちの生活と環境とのつながりについて理解を深め、環境に配慮した行動を実践しましょう。

環境情報センター展示情報
コーナー(京橋3-1-11)
東京スクエアガーデン6階
◎日本橋・月島区民センターの最終日の展示は午後3時までです。

※問合せ先
環境推進課環境活動係
☎(3546)5403

別表 期日前投票所一覧

場所	期間	時間
中央区役所 1階ロビー(築地1-1-1)	6月15日(土)~22日(土)	午前8時30分 午後8時
日本橋特別出張所 1階会議室(日本橋蛸殻町1-31-1)	6月16日(日)~22日(土)	
月島特別出張所 1階会議室(月島4-1-1)		

入院(所)中の方は、その病院などの長に投票したい旨を申し出れば、その施設の中で投票することができます。滞在地での不在者投票
区外に長期間滞する予定の方は、その滞在先の選挙管理委員会に投票することができます。その場合は封書で、

別図1 平成25年度の年間保険料

基礎分保険料 (加入者全員の方が納める保険料です)

均等割額	1人あたり 30,600円 × 加入者数	限度額は世帯で51万円
所得割額	加入者全員の平成24年中の賦課のもととなる所得 × 0.0602	

後期高齢者支援金分保険料 (加入者全員の方が納める保険料です)

均等割額	1人あたり 10,800円 × 加入者数	限度額は世帯で14万円
所得割額	加入者全員の平成24年中の賦課のもととなる所得 × 0.0234	

介護分保険料 (40歳から64歳までの方が納める保険料です)

均等割額	1人あたり 15,000円 × 第2号被保険者数※	限度額は世帯で12万円
所得割額	第2号被保険者全員の平成24年中の賦課のもととなる所得 × 0.0104	

※第2号被保険者：40歳から64歳までの方
◎65歳以上の方の介護保険料は、国民健康保険料とは別に納めていただきます。

別図2 賦課のもととなる所得とは

賦課のもととなる所得とは、前年の総所得および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除33万円を控除した額(雑損失の繰越控除は適用しません)のことで、「旧ただし書き所得」ともいわれます。

収入	-	必要経費	=	所得	-	基礎控除33万円	=	賦課のもととなる所得(旧ただし書き所得)
----	---	------	---	----	---	----------	---	----------------------

※ 給与収入・年金収入は一定の算式をもって算出(給与所得控除・公的年金等控除)

平成25年度 国民健康保険料納入通知書の送付

平成25年度国民健康保険料の納入通知書を6月中旬に全加入世帯へ郵送します。保険料は、確定した平成24年中の所得をもとに計算します(詳細は別図1・2のとおり)。

身体に重度の障害があり投票所へ行くことが困難な方には、郵便等投票制度があります。郵便等投票制度の詳細は、「区のおしらせ 中央」5月11日号をご覧ください。

通知書には、各月納期分の納付書と、1年間分の全納用納付書を付けています。一括で納付できる方は、ご協力ください。

なお、コンビニエンスストアでも納付できます。納付方法が年金からの天引きの方
2カ月に一度の年金受給月に保険料を天引きします。対象は、次の条件を全て満たす世帯です。
・世帯主が国保被保険者
・世帯全員が65歳以上74歳未満
・世帯主が年間18万円以上の年金を受給し、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1以下
口座振替による納付方法への変更
年金からの天引きとなる世帯も、申請により口座振替による納付に変更することができます。

会社などの健康保険に加入していた方の旧被扶養者への保険料負担軽減措置
会社などの健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その方の扶養となっていた方(旧被扶養者)が新たに国保へ加入された場合には、申請により保険料の所得割を免除し、均等割を半額にする減免措置があります。ただし65歳以上の方に限ります。

所得申告
一定の所得以下の世帯では、保険料が減額になる場合もありますので、世帯の中で平成24年中の所得の申告をしていない方がいる場合は、収入の有無にかかわらず、お早めに所得の申告をしてください。

※問合せ先
保険年金課資格係
☎(3546)5362